

## 第2回宮崎地方最低賃金審議会の開催について（公示）

宮崎労働局一般公示第8号

宮崎地方最低賃金審議会を次のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は下記の申込要領によりお申込みください。

令和2年7月14日

宮崎労働局長

### 記

- 1 日時 令和2年7月29日(水)午前10時00分から午前11時00分まで
- 2 場所 宮崎合同庁舎2階共用大会議室  
宮崎市橘通東3丁目1-22
- 3 議題
  - (1) 宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について
  - (2) 運営小委員会報告
  - (3) 令和2年度地域別最低賃金改正の目安について
  - (4) 宮崎県最低賃金専門部会委員の選任について
  - (5) 令和2年度最低賃金に関する改定状況調査結果等について
  - (6) 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について
  - (7) その他
- 4 傍聴者 5名
- 5 申込要領
  - (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、はがき又はファックスにて次の事項を記載の上、お一人ずつお申込みください。（電話でのお申込は御遠慮ください。）

- ・ 第2回宮崎地方最低賃金審議会傍聴希望
- ・ お名前（ふりがな）
- ・ 住所
- ・ 電話・FAX番号（差し支えなければ勤務先・所属団体）

申込締切日は、令和2年7月22日(水)です。(締切日必着)

申込先

◎ はがきの場合

〒880-0805

宮崎市橘通東3丁目1-22

宮崎労働局労働基準部賃金室

◎ FAXの場合

0985(38)8830

(2) 希望者が5名を超えた場合には抽選を行い、傍聴できない場合もありますのでご了承ください。

傍聴可能な方に対しては、後日通知書により連絡いたしますので、当日はその通知書を必ず持参してください。

(3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。

審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

## 6 その他

(1) 傍聴される場合には、別添の「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。

(2) 車イスをお使いになられる方は、その旨お申込の際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方の氏名も併せてお書き添えください。

【担当】 宮崎労働局労働基準部賃金室

電話 0985(38)8836

## 傍聴に当たっての遵守事項

宮崎地方最低賃金審議会の会議の傍聴にあたっては、次の留意事項を遵守してください。これらの事項を遵守していただけない場合は、退去していただくことがあります。

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席をはなれないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダ等の録画・録音機器等の一切の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのある物は会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 マスクの着用等基本的な新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願いいたします。
- 11 その他、会長及び宮崎地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。